

平成21年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会

日時：平成21年9月2日（水）午後8時

場所：市役所庁舎10階 第6会議室

会議次第

1. 開 会
2. 部会長選出
3. 会議
  - (1) 帯広市障害者福祉計画の骨子（案）について
  - (2) その他
4. 閉 会

配布資料

- |      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 資料－1 | 平成20年度第3回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会議事録 |
| 資料－2 | 第二期帯広市障害者計画骨子案について              |

出席委員 健康生活支援審議会障害者支援部会 （10名中8名出席）

佐藤幸宏委員（部会長）・畑中三岐子委員（副部会長）  
坂本廣子委員・鈴木捷三委員・眞田清専門委員  
坂村堅二専門委員・白木喜子専門委員・丸山芳孝専門委員

事務局

鈴木康悦障害福祉担当調整監 ・ 内田喜久男福祉司 ・ 野刈眞喜子係長  
榎本泰欣主任補

【開 会】

事務局

ただいまから、平成21年度第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を開催させていただきます。

まず初めに、本年度新たに委嘱されました委員をご紹介します。  
帯広市医師会からご推薦を受けた「佐藤幸宏委員」です。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、お二方の委員が欠席されておりますが、障害者支援部会の委員10名中、8名の方が出席されておりますので、会議は成立しております。

なお、本日の出席者につきましては、お手元、別紙の座席表のとおりとなっておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

次に議題についてですが、会議次第のとおり予定しております。

資料について、ご確認させていただきます。

資料1は、平成20年度第3回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会の議事録となっております。資料2は、(仮称)第二期帯広市障害者計画骨子案について、であります。この二つが今日の資料ですので、ご確認をお願いいたします。皆様それぞれお手元にわたっておりますでしょうか。

それでは会議に入らせていただきますが、部会長が任期を終えて退任されましたので、新たに部会長が選出されますまで、畑中副部会長に進行役をお願いしたいと思います。

副部会長

皆さん、こんばんは。親審議会と同じことをさせていただくことになりましたが、部会長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。

それでは、部会長の選出を議題とさせていただきます。審議会条例施行規則第3条の規定により、委員の皆様の互選により定めるものとなっております。早速ですが、部会長の選出方法はどのようにいたしましょうか。

委 員

事務局でお考えがあれば、お示しいただければと思います。

副部会長

ただいま、委員から事務局提案のご意見がございました。他にご意見はございませんでしょうか。

「なし」の声あり

副部会長

ないようなので、部会長の選出は事務局提案によるものとしてよろしいでしょうか。  
「異議なし」の声あり

副部会長

それでは、事務局から提案をお願いいたします。

事務局

私どもの一つの案として申し上げたいと思います。これまで帯広市医師会推薦の吉田委員に部会長をお願いしてきた経過もございますので、その残任期間を後任で医師会推薦の佐藤幸宏委員をお願いするということでご提案申し上げます。

副部会長

ただいま、部会長に佐藤幸宏委員の提案が事務局よりございました。佐藤幸宏委員を部会長に選出することに皆様ご異議はございませんでしょうか。  
「異議なし」の声あり

副部会長

それでは、部会長は佐藤幸宏委員に決定いたしました。早速ですが、佐藤部会長には正面の席に移動していただきまして、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

部会長

障害者支援部会の部会長ということで推薦をいただきましたので、一生懸命務めたいと思います。まだこの分野で右も左もわからない新参加者ですので、どうぞ皆様のご協力をお願いしたいと思います。

## 【会 議】

部会長

それでは、会議に入らせていただきます。

初めに、議題（１）の議事録の確認についてであります。前回の会議、平成２０年度第３回の会議の議事録をご確認いただきたいと思っております。

この議事録はご確認をいただいた後、公開される予定となっておりますので、ご了承願います。

事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局

本来なら事前にお送りすべきところ、当日配布になりましたこととお詫びいたします。もう一点、この議事録につきましては、前回まで在任されておりました委員の方にもご送付して、確認をお願いすることになっております。以上でございます。

## 部会長

当日配布ということでありますので、議事録に目を通していただく時間がありません。訂正箇所等ありましたら、後日事務局にご連絡いただくということでいかがでしょうか。

「異議なし」の声あり

## 部会長

ご了承いただきましたので、この件については以上で終了します。

次に、「第二期帯広市障害者計画骨子案について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

## 事務局

資料（２）に基づきましてご説明申し上げます。障害者支援部会では、前年「第二期の帯広市障害福祉計画」についてご審議いただきまして、ありがとうございました。今年度につきましては、これからご説明申し上げます第二期の「障害者計画」についてご審議いただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

この障害者計画の根拠となる法律は、障害者基本法第９条第３項の規定に基づくものであります。障害がある人の自立や社会参加について、それを促すために総合的な施策を推進する計画と位置づけられております。

先ほど、親の審議会で二つの計画の関係についてご質問がございましたけども、１頁の後段の図をご覧ください。

現在、障害者の施策にからむ計画につきましては、二つの計画が並行して進められておりまして、今日、ご説明申し上げます障害者基本法に基づく障害者計画。もう一方、障害者自立支援法に基づいて、平成２１年度から３ヶ年の計画で進められております障害福祉計画の二本が進んでおります。

その両者の関係で申しますと、障害者計画はより長期の基本的な理念、あるいは方向性を示したものでございまして、一方の障害福祉計画につきましては、そのうちの具体的なサービスの方策や量について目標値を設定して、その数値に基づいて計画を進めると。そういう意味では、障害者計画の実施計画的なものが障害福祉計画です。昨年皆様に審議をお願いした計画であるにご理解いただけたらと思います。

時系列的な関係で申しますと、次の２頁の一番上をご覧ください。計画の期間でございます。

今回の障害者計画につきましては、平成２２年度から平成３１年度までの１０ヶ年計画となっております。その障害者計画と障害福祉計画の関係につきましてもこの表でご覧いただいているとおりでありまして、現在は第二期の障害福祉計画、この表で言えば一番下の欄になりますが、昨年すでに策定していただいて、今年度から始まっている３ヶ年計画と、それから来年度以降の障害者計画、やや時期について一年のずれがございますけれども、このような形、年度の中で進めていく計画になっております。

第一期の障害者計画につきましては、平成１２年度から平成２１年度までの１０ヶ

年の期間の中で実施されておりました、今年度が最終年度でございます。

平成12年度の策定以降、政策的な流れで申しますと、平成18年に障害者自立支援法が制定され、また同じ年に障害者権利条約が国連で採択されました。そうした二つの大きな出来事がこの計画期間の中でありました。来年度からの計画につきましては、そうした状況も踏まえた計画の策定になろうかと考えているところでございます。

2頁の下のところ「計画の推進体制」をご覧ください。この推進体制については、本計画が幅広い分野にわたっているということで、各関係部署や事業所との連携、調整を十分考慮していきたいと考えておりますほか、一番の上位計画になります第六期帯広市総合計画、これも同じように平成22年度から始まりますけれども、これらとの整合性を図りながら計画的に進めてまいりたいと考えているところであります。

具体的な推進体制あるいは策定に係る体制を含めては、今日お集まりいただきました帯広市健康生活支援審議会障害者部会を初め、帯広市地域自立支援協議会——これは自立支援法に基づき設置されているものでございまして、障害者の関係団体、事業所あるいは相談支援に係る団体の方々によって構成されており、具体的な方向性ですとか、個々の障害者の事案につきましても協議していただいているもので、現在定期的には月一回のペースでお集まりいただいております。この中に計画の策定部会を立ち上げ、審議をすでにしていただいているところでございます。こうした体制の中で今回の策定体制、さらには策定後の推進体制を図ってまいりたいと考えております。

それから3頁目の基本理念。障害者基本法が障害のある方の自立あるいは社会参加の施策を規定しているものと先ほど申し上げましたが、障害のある方が地域において自立に向けた、それぞれが必要とする支援やサービスを受けられるような環境作りをしていくという、大きな基本理念を掲げて進めていきたいと考えております。

そのための基本的視点として、3頁に三つの柱を掲げております。一つは、障害者理解の促進。これは障害者のみならず健常者の方を含めた地域全体の理解を高めていくということであります。先ほど、国連の障害者権利条約のことを申し上げましたが、条約の批准に向かって一つの礎となる——北海道議会が障害者の権利条例を今年の3月に全会一致で採択しましたが——そうした内容も踏まえた上で、この項目については今後、策定をして、肉付けをしていきたいというふうに考えております。

それから2番目の生活の支援の充実でございますけれども、これは具体的な障害者に対する個別のサービスの内容についてを中心に記述しております。個々の障害に応じたサービスの情報提供あるいは相談体制を充実する方策をこの中で表していきたいと思っております。

3番目につきましては、先ほど申し上げました地域の中で自立生活を応援するという大きな目標がございまして、そのための支援の充実ということで、個別の支援のほかに地域の資源を活かした様々な整備をこの中では進めていくための方策を表していきたいと考えていまして、具体的には就労の支援ですとか、あるいは日常生活の相談体制ですとか、あるいはそれに係る地域活動支援センター等の施設の充実等をこの中で具体的に表現してまいりたいと考えております。

次に4頁目でございますけれども、こうした三つの基本的な視点を中心に、さらに

具体的な施策の基本方向を、ここで表現している八つの項目に沿って位置づけしていきたいと考えております。

1点目の障害者理解の促進については、先ほど申し上げました北海道の条例等の内容も踏まえた上で、施策を講じてまいりたいと考えております。

それから、2点目の生活支援の充実につきましては、個々の障害者の方の生活支援の充実とあわせまして、5番目にある「療育・教育の充実」ということで、これにつきましては、私ども障害福祉課のみならず、こども未来部の子育て支援課あるいはこども課、それから教育委員会サイドそれぞれが係る施策との整合性も持ちながらこの中に記述してまいります。

3点目につきましては、自立した地域生活への支援の充実ということで、ハード面での生活環境の整備促進、それから障害者の具体的な社会参加の方策、さらには就労支援あるいは日中活動の充実ということで、それぞれ3点につきましては、この中で記述いたします。

今日は以上、いわば骨子、柱の部分について説明申し上げ、皆様にご審議していただくわけでございますけれども、今後はさらに具体的な事業について、あるいは言葉の文言について詰めていくという作業に入っていくと思います。

今後のスケジュールにつきましては、およそ年内の11月頃に皆様にお集まりいただきまして、今申し上げました内容を含めた原案を中心にご審議いただき、その後は議会等での審議を経まして、今年から来年にかけてパブリックコメントを実施し、来年には、最終的な案を皆様に改めてご提示します。

以上でございます。

## 【質 疑】

### 部会長

ありがとうございました。障害者計画骨子案についてご説明いただいたのですが、このことについて、ご質問やご意見があれば伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

### 委 員

施策の体系の2点目の5番「療育・教育の充実」。今、障害福祉課だけでなく、子育て支援課や教育委員会とかと——きっと総合計画の中の教育なのでしょうけども——障害者（児）の部門というのは、総合計画の中では障害者の部分で述べられるものなのか、教育の中で述べられているのか、それとも両方で述べられているものなのか。その辺の境がちょっと。

### 部会長

すいません。言い忘れたんですけれども、このことは公開されますので、発言の前にお名前と所属を仰っていただくと嬉しいんですけれども。

委員

十勝障がい者相談支援センターというところにいます、〇〇といます。

事務局

結論から申し上げますと、計画の中では割いた形と申しますか、両方で表現するという形になると思っております。

それから、教育という形で括った場合は、どちらかと言うと教育委員会サイドの計画に含まれていきますけども、同じ内容を、私どものこの5番目の「療育・教育」の中で、少なくとも障害者に係るものは同じ表現を割いていくような形で扱っていきたい。両方で違う表現なり内容が違ってくると問題がありますので、そこは十分、はい。

部会長

そのほかに、ご質問・ご意見はございますか。

委員

私は市の町内会連合会から推薦を受けて入っております、〇〇といます。

先ほどのお話の中でも出ておりましたけども、自立支援法の関係ですね。将来どのようになっていくのか、また総合的な新しい法律が出てくるのではないかと、ということも色々ありますので、これも一つ要望でございますけども、そういった情報は市が一番早くキャッチすると思っておりますので、できるだけですね、情報を私どものほうにも教えていただきたい、そういう要望でございます。

部会長

〇〇委員、具体的にはどういう形で伝えていただきたいと思いませんか。ファックスとか。おそらく皆さんが次に集まる11月頃には――

委員

11月くらいには国会のほうでも色々論議されているかまったく分からないのですが、委員の皆様にはファックスや文書でも何でも結構です。

部会長

会議で集まる前に情報が欲しいということですね。

委員

そうですね。情報があれば大変ありがたいな、ということなのですが、どうですか。

部会長

事務局はいかがですか。

## 事務局

先ほど11月頃に次回の会議ということでお話していましたが、日程が決まり次第ご連絡することと、そのときの資料はできるだけ前もってお送りしたいと思いますので、そのときに分かっている情報についてはお伝えしたいと思います。

今、私どもで知っている民主党のマニフェストの中身ですが、本当に数行で書かれている内容で、障害者自立支援法を廃止して、障害者福祉制度を抜本的に見直すという項目があって、その中のいくつかの項目の中に「制度の谷間がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法を制定する」というように、タイトルからいうと自立支援法という法律から名称が変わるだろうということは私どもも想定できるのですが、それ以上の内容については今のところ分かりません。

できるだけ早く、然るべきところから情報をいただき次第、皆さんにはお伝えしたいと考えています。

## 委員

よろしく申し上げます。

## 部会長

そのほかに何かありますか。

——私からいいですか。基本的なことなのかも知れませんが、私たち委員として集まって、骨子を審議したりしましたけども、これから、その計画策定にあたる私たちの役目というどのくらいのところに置いていたらいいんでしょうね。

私たちがここで色々なことを言ったり希望したりしたことが、事務局のほうで受け止めて、それを形にさせていただく、という流れなのか。それとも行政で準備したことを諮問されて、こういうふうにしたほうがいいのかも知れない、といったことを参考に聞いていく、主体が行政でそういうことをしていただけるのか。どのへんのスタンスでこの会議に臨んだらいいのか。

## 事務局

健康生活支援審議会というのは、正式に市でお願いしている諮問組織でありますので、そこでご審議をいただくということは、正式に私どもがいただいたご意見を計画の中に反映させる義務がございますので、今さっきを含めてですが、この中でいただいたご意見については、何らかの形で計画に反映させるということを基本としています。

## 部会長

どちらかというこの会議が主体になる形と受け止めてよろしいんですか。

## 事務局

より具体的な、個別のサービスについてこれをどうするかだとか、この辺の量をどうするといったことになると、当然それは日常、実際に仕事に携わっている方だとか、

障害の当事者の方々が詳しいし、またその辺のご意見も必要となってきますので、そういうより具体的なご意見をいただくような場を別に、先ほど申し上げましたけども自立支援協議会なりなんなりの中身で別に設定をしております、そこでいただいたご意見をまとめたものをここにお示ししていきたいと思っております。当然その中でさらに、肉付けなり補足なり、ご意見をいただくことになるかと思えます。

ただいずれにしても、今日は骨子しかお示ししておりませんが、一言一句の全体の案を次にお示しすることになりますので、全体を基本的には見ていただくのかな、というふうに思っております。

部会長

そういうことからいうと、色々な社会の、なんといいですか代弁者が集まったということなんですね。

事務局

はい。

部会長

それから本当を言うと、活発に現場の声をたくさんこの場に出していただいて、それを聞いていただいて、それを来年の4月からスタートするというものに——障害者の方々の意見を反映していきましょう、そういう会議だということを皆さんで認識しながらこれからも進めていかなければならないということなんですね。

私はこの次あたりには、今言ったような隅々の色々な意見とかですね。そういうものを——それがそのとおりになるかはわかりませんが——この場に持ってきて皆さんで話し合ったら次はいい会議になるかなという気がします。

ちょっと余計なことを言っちゃいましたけども、ほかにこのことに関してご質問とかご意見ございますか。

委員

〇〇でございます。こんばんは。具体的には今回、骨子の説明があつて、11月頃にはまた具体的になってきて、その中で意見を話し合っていくという理解でよろしいんですね。

事務局

はい。できるだけ、あらかじめお送りしたいと思いますので。

部会長

ほかにありますか。せっかくの機会ですから。時間がまだ残っていると思いますけれども。——なければ、このくらいのところでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

部会長

予定の時間はまだきていないんですけど、今回の会議は終わりにしたいと思います。それでは最後に、事務局から連絡事項などありましたらお願いいたします。

事務局

次回の開催予定でございますけれども、先ほどもちょっとお話し申し上げましたが、この次には原案として皆様にお示しをしたいと思っています。およそ11月頃に——前半になるか後半になるか、今のところはっきりとしていないんですけども——予定しております。お近くになりましたら、ご案内をしたいと思ひますし、先ほども言いましたように、できるだけ早く議案は送付をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

部会長

事務局から次回の開催予定について連絡がありましたけども、季節柄大変お忙しい中とは思いますが、ご出席よろしくお願ひいたします。

では以上を持ちまして、少し早いんですけども、平成21年度の第1回帯広市健康生活支援審議会障害者支援部会を閉会したいと思います。

どうも今日はありがとうございました。